

第 8 号 議 案

令和 8 年度愛知県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 8 年度愛知県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 97,206 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 1 8 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 3 7
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3 7
2 繰 越 金		7 7,5 6 9
	1 繰 越 金	7 7,5 6 9
3 諸 収 入		1 9,6 0 0
	1 貸 付 金 収 入	1 9,5 9 8
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		9 7,2 0 6

歳 出		
款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		千円 9 6,0 0 0
	1 貸 付 事 業 費	9 6,0 0 0
2 業 務 費		1,2 0 6
	1 業 務 費	1,2 0 6
歳 出 合 計		9 7,2 0 6

第 9 号 議 案

令和 8 年度愛知県県有林野特別会計予算

令和 8 年度愛知県の県有林野特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,145,494千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(県債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 県債」による。

令和 8 年 2 月 1 8 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 7 5,6 2 9
	1 使 用 料	7 5,6 2 9
2 国 庫 支 出 金		3 2,7 7 0
	1 国 庫 負 担 金	3 2,7 7 0
3 財 産 収 入		1 2 6,4 0 4
	1 財 産 運 用 収 入	7,4 3 4
	2 財 産 売 払 収 入	1 1 8,9 7 0
4 繰 入 金		7 5 3,5 8 7
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7 5 3,5 8 7
5 繰 越 金		2 2,4 3 8
	1 繰 越 金	2 2,4 3 8
6 諸 収 入		5,6 6 6

	1 県 預 金 利 子	1
	2 雑 入	5,6 6 5
7 県 債		1 2 9 , 0 0 0
	1 県 債	1 2 9 , 0 0 0
歳 入 合 計		1,1 4 5,4 9 4
歳 出		
款	項	金 額
1 県 有 林 野 経 営 費		千円 1,0 0 9,7 5 9
	1 県 有 林 野 経 営 費	1,0 0 9,7 5 9
2 公 債 費		1 3 2,7 3 5
	1 公 債 費	1 3 2,7 3 5
3 予 備 費		3,0 0 0
	1 予 備 費	3,0 0 0
歳 出 合 計		1,1 4 5,4 9 4

第2表 県 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 有 林 事 業 費	千円 129,000	普通貸借又は債券発行	% 9.0 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて 30 年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度 1 期若しくは 2 期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。
合 計	129,000			

第 1 0 号 議 案 令和 8 年度愛知県林業改善資金特別会計予算

令和 8 年度愛知県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,887千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 1 8 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰越金		千円 2 5,3 4 3
	1 繰越金	2 5,3 4 3
2 諸収入		5,5 4 4
	1 貸付金収入	5,5 4 1
	2 県預金利子	1
	3 雑入	2
歳 入 合 計		3 0,8 8 7

歳 出		
款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		千円 3 0,0 0 0
	1 貸 付 事 業 費	3 0,0 0 0
2 業 務 費		8 8 7
	1 業 務 費	8 8 7
歳 出 合 計		3 0,8 8 7

第 1 1 号 議 案 令和 8 年度愛知県港湾整備事業特別会計予算

令和 8 年度愛知県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,664,168千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（県債）

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 県債」による。

令和 8 年 2 月 1 8 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 1,260,754
	1 使 用 料	1,260,754
2 財 産 収 入		2
	1 財 産 運 用 収 入	1
	2 財 産 売 払 収 入	1
3 繰 越 金		147,739
	1 繰 越 金	147,739
4 諸 収 入		466,673
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	466,671
5 県 債		2,789,000

	1 県 債	2,7 8 9,0 0 0
歳 入	合 計	4,6 6 4,1 6 8
歳 出		
款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		千円 4,6 6 4,1 6 8
	1 港 湾 整 備 事 業 費	3,9 2 0,4 7 2
	2 公 債 費	7 4 3,6 9 6
歳 出	合 計	4,6 6 4,1 6 8

第2表 債務負担行為		
事	項	期 間 限 度 額
特定港湾施設整備事業衣浦港中央ふ頭西地区2工 区ふ頭用地整備工事	令和9年度	千円 251,000

第3表 県 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 港 湾 施 設 整 備 費	千円 2,789,000	普通貸借又は債券発行	% 9.0 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて 40 年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度 1 期若しくは 2 期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めな いで借り換えることができる。
合 計	2,789,000			

第 1 2 号 議 案

令和 8 年度愛知県県営住宅管理事業特別会計予算

令和 8 年度愛知県の県営住宅管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,889,688千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 1 8 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 6,217
	1 負 担 金	6,217
2 使 用 料 及 び 手 数 料		13,958,127
	1 使 用 料	13,958,127
3 国 庫 支 出 金		842,881
	1 国 庫 補 助 金	842,881
4 財 産 収 入		22,927
	1 財 産 運 用 収 入	22,175
	2 財 産 売 払 収 入	752
5 繰 入 金		1,796,318
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,796,318
6 繰 越 金		209,000

	1 繰越金	209,000
7 諸収入		54,218
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 県預金利子	19,170
	3 雑入	35,047
歳入合計		16,889,688
歳出		
款	項	金額
1 県営住宅管理事業費		千円 16,889,688
	1 県営住宅管理費	11,967,399
	2 公債費	4,917,289
	3 予備費	5,000
歳出合計		16,889,688

